

## 熊本県大規模小売店舗立地審査会運営要領

### (目的)

第1 この要領は、熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱(平成12年5月19日熊本県告示第477号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、熊本県大規模小売店舗立地審査会(以下「審査会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領に用いる用語の定義は、要綱の例による。

### (審査、検討、協議事項)

第3 要綱第2条に規定する審査事項は次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出に係る審査
- (2) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による大規模小売店舗の変更の届出に係る審査
- (3) 法第8条第2項の規定による県の意見の検討、協議
- (4) 法第8条第7項の規定による届出の変更又は変更しない旨の通知に係る審査
- (5) 法第9条第1項の規定による県の勧告の検討、協議
- (6) 法第9条第4項の規定による変更の届出に係る審査
- (7) 法第9条第7項の規定による公表に係る検討、協議

### (審査会)

第4 要綱第4条に規定する審査会は次により開催する。

- (1) 審査会の会長(以下「会長」という。)は、第3に掲げる事項について審査の必要があると認めるときは、審査会を開催するものとする。  
ただし、熊本県大規模小売店舗立地法事務処理要領第6条(第17条、第22条で準用する場合を含む)の規定による意見が、いずれの関係課からも意見なしとして提出された場合、審査会の意見はないものとし、審査会の開催を省略することができる。  
また、特別な理由があるときは、書類の回議等をもって審査会の開催に代えることができる。
- (2) 会長は、審査会を開催しようとするときは、関係課及び要綱第4条第2項の規定により出席を求める者に、その期日の1週間前までに日時、場所及び付議する事項を通知するものとする。  
ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- (3) 会長は、議長として審査会を運営する。
- (4) 会長は、関係課から提出された意見について、審査会において当該関係課の説明を求めることができる。
- (5) 会長は、審査会において、法第4条で定める「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を勘案しつつ、市町村及び住民等の意見並びに関係各課からの意見等に基づき所要の調整を行うものとする。
- (6) 会長は、審査会の結果をもとに県意見等の案を作成することとし、作成後は、関係各課に照会するものとする。  
ただし、審査会において関係各課への照会が不要とされた場合はこの限りでない。

### 附 則

- 1 この要領は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年8月12日から施行する。